



第 2204 回 例会

日 時 平成 26 年 9 月 17 日
会 場 例会場
司 会 SAA 山崎委員長
開会点鐘 木島副会長
齊 唱 : ロータリーソング「日も風も星も」
お客様の紹介 木島副会長
会長報告 木島副会長

- カンボジア教師派遣支援プロジェクト
第 2 回全体会議の開催
日時 10 月 8 日 (水) 15 時
場所 ハイアットリージェンシー東京
出席 喜連(紘)国際奉仕委員長
- 第 20 回多摩中グループ ポリオ撲滅チャリティ
親睦テニス大会の開催
日時 10 月 13 日 (月・祝)
場所 テニスランド国立
参加資格 ロータリアンとその家族・友人
申込み 佐伯和美テニス同好会幹事へ

幹事報告 遠藤(常)幹事

●次週 9/24 はクラブ協議会です
 ガバナー補佐・グループ幹事がいらっしゃいます。
 谷保天満宮の祭礼のため、車は上の駐車場へ置いてください。

委員長報告

●北島親睦活動委員長 スポーツ家族例会の申込みを受付中です。体力に自信のない方でもできますので、お申込みお待ちしております。

ニコニコBOX

伊藤明親睦活動委員

- 遠藤(常)幹事 先週は失礼致しました。今日の秋廣先生の卓話、私のこれからの人生に“トラブル”とならぬよう勉強させていただきます。
- 小澤孝造会員・津戸会員・吉野会員・岡本貞雄会員 民法が明治以降 120 年ぶりに改正されるそうです。改正の柱となるのは債権分野だそうですが、秋廣先生、私たちにも分かるように、やさしく教えてください。
- 山口会員 商法改正は経済発展とともに何回も部分改正がありましたが、民法改正は待たれるところですね。
- 宗村会員・杉田会員・内山会員 秋廣先生、東京国立ロータリークラブを守って下さい！手に手つないでよろしく！
- 三田会員 1943 年生誕の同級、秋廣道郎会員の卓話、楽しみにしておりました。ご苦労様です。
- 関会員・本間会員・木島会員・小澤崇文会員・北島会員・伊藤明会員 秋廣会員の卓話、大変楽しみにしております。普段は耳にした事の無いお話を拝聴いたします。
- 小澤谷守会員・山崎会員 秋廣会員の難しそうな民法改正の卓話、楽しみです。
- 寺澤会員・遠藤直孝会員 秋廣先生の卓話、とても楽しみです。
- 喜連紘子会員・近藤会員・稲村会員・岡田会員・居川会員・長嶋会員 ダンディーな秋廣先生の卓話、本日は心ドキドキ・ときめきながら拝聴させていただきます。ロータリーの乙女より

RI 第 2750 地区 多摩中グループ 東京国立ロータリークラブ
会長: 岡本 正伸 幹事: 遠藤 常臣

例会日 : 毎週水曜日 例会場 : 谷保天満宮社務所 2 階 東京都国立市谷保 5209 TEL: 042-576-5123
 事務所 : 東京都国立市谷保 5234-1 TEL : 042-575-0770 FAX: 042-572-8666
 E-MAIL : kunitachi-rc@sage.ocn.ne.jp WEB : http://kunitachi-rc.com/
 会報委員 : 千葉 伸也・佐伯 和美・富田 聡・竹巻 三千子

●佐伯有行会員 秋廣会員にはお忙しいところ卓話ご苦労様です。日頃は法律にはあまり関心なく、身近に問題が生じて初めて民法や弁護士先生にお世話になるという事で、今日は勉強する良い機会です。拝聴いたします。

●喜連元昭会員 久しぶりの法律講和で楽しみです。晩節を穢さぬ様に法令順守を心掛けたいと心を新たにしています。 ニコニコBOX 33,000円 累計340,000円



出席ビンゴ達成第1号
小澤孝造会員

出席報告

関出席奨励委員長

9月17日 在籍47名中 出席37名

前々回(9月3日)の 出席率 100%

閉会点鐘

木島副会長

卓話

「民法改正」・「民法」について考える

講師紹介

小澤(崇)プログラム委員長

秋廣先生は良くご存じだと思います。民法改正について、勉強させていただきます。お時間許す限りゆっくりお聞き下さい。

はじめに

・法制審議会は、1899年(明治31年)施行から117年ぶりに、時代の変化、長引く低金利や新たな契約(ネット取引・ファイナンス・リース契約)の普及等を踏まえ、消費者や企業の契約ルールを定める民法の債権法部分を抜本的に改正する方針を大筋で決めた。

*法制審議会民法部会は、平成26年8月26日、「民法(債権関係)の改正に関する要項仮案」を決定した。

平成27年2月の法制審議会の答申を受けて、法務省は通常国会で民法改正案を提出する方針とのことである。

1 改正案の主なポイント 報道では

①法定利率 5%→3%

市場金利を参考に、3年ごとに1%刻みで見直し

②連帯保証 企業の経営者以外の保証人は、公正証書作成義務付ける

③消滅時効

短期消滅時効を5年に統一、長期にする場合も

④賃貸借契約の借借人の保証人の保証限度額の義務付け
原状回復義務の範囲を限定

⑤瑕疵担保「契約内容に適合しない」、欠陥商品の買主の救済、損害賠償・契約解除→修理・代金減額も明記

⑥約款 約款の効力の限定……

⑦債権譲渡禁止特約の緩和、認知症等判断能力の弱い人の契約無効とする、……

2 民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案には、何が書かれているか?

・第1. 公序良俗から、第39. 組合まで、多くの改正案が記載されている。(項目別紙)

・報道されている内容は、その一部である。

・但し、要項仮案のうち、どの部分が法改正されるかは、平成27年2月の法制審議会の答申を待つことになる。

3 質問

①民法には何が書かれていますか?

総則・物権・債権・親族・相続

②何故120年近く民法は改正されなかったのでしょうか

手をこまねいて、時代の変化に対応しなかった訳ではない。

判例による時代への適応

人格権・景観権・環境権・・・不法行為(権利侵害→違法性)

民法第1条

私権は、公共の福祉に適合しなければならない。権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実におこなわれなければならない。権利の濫用は、これを許さない。

法改正

親族・相続 憲法改正昭和22年5月3日施行→民法親族相続法の改正昭和23年1月1日施行(戸主、家制度の排除)、同時死亡推定・根抵当権の創設・離婚後の婚氏継続・配偶者の法定相続分の改正・特別養子制度・成年後見制度・非嫡出子の法定相続分の改正・・・、特別法の制定(区分所有法・利息制限法の改正・割賦販売法・借地借家法の改正・・・) 口語化(平成16年)

③賃貸借への影響は?

敷金返還の範囲 「賃借物の通常の使用及び収益したことにより生じた賃借物の劣化又は価値の減少については、原状回復義務を負わない」

保証人の取り方

④約款効力の限定問題

不意打ち条項の無効 「契約条項の内容、約款使用者の説明、相手方の知識及び経験その他契約に関する一切の事情に照らし、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができないものは、・・・契約の内容とならない」

⑤民法がない時代は、権利や義務はどのように規律されていたのでしょうか? 例えば・・・

・親族相続では、武士と庶民は別れ、武士は幕府法・藩法で規定されている以外は慣習が、庶民は一部家代表権・親権・父権などの規定以外は、地域慣習法にゆだねられていた。

契約も相当普及し、婚姻の際の契約、離婚の際の三行半の書状等は町民を中心に相当普及していた。

・借地借家では、契約があり、「請証文」を借人から貸人に渡すようになっており、期間の定めなく、請求があればいつでも明け渡し義務があった。

⑥その他 法定利息の変更は経済にどんな影響がある?

中間利息の計算・交通事故等の損害賠償額の増額
ライプニッツ係数とは